

平成31年度 税制改正の概要

平成30年12月

復興庁

平成31年度税制改正の概要(復興庁関係部分)

1. 復興特区関係

- (1)津波被災地域(復興特区法等で定める雇用等被害地域^(※)を含む市町村の 区域内)に限り、平成31年度・32年度引き下げられる以下の特例措置の特 別償却率等を、平成30年度までと同水準に拡充(平成32年度末まで)
 - ① 機械等に係る特別償却等の特例措置
 - ② 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置
 - ③ 開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置
 - (※) 雇用等被害地域 復興特区法第2条第3項第2号イに規定する「東日本大震災により多数の被災者 が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」

2. 福島関係

- (1) 避難解除区域等 ^(※) における被災事業者の事業再開及び新規事業者の立地促進に対して講じられている、以下の特例措置の適用期間を避難指示解除後7年まで延長
 - ① 機械等を取得した場合の特別償却等の特例措置
 - ② 避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置
 - (※) 避難解除区域等:避難解除区域(旧緊急時避難準備区域を除く)、認定特定復興 再生拠点区域等
- (2)公共施設の整備等のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置(譲渡所得の特別控除等)の創設

3. 被災代替資産関係

- (1) 被災代替資産等に係る特別償却の特例措置を平成32年度末まで延長
- (2) 被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置を平成32年度末まで延長
- (3)被災自動車等の代替取得に係る車体課税の特例措置を平成 32 年度末まで延長 (※)
 - (※)消費税率引上げ時に、自動車取得税の廃止に伴い導入される自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割については、平成32年度までに取得したものは非課税

4. 東日本大震災事業者再生支援機構関係

(1) 「合理的な再生計画」に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非 課税措置の適用対象者の拡充及び平成33年度末まで延長

5. その他

- (1) 防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地 形成施設に準ずる事業の用に供される土地等の譲渡所得に係る特別控除 の<mark>廃止</mark>
- (※) 消費税率の引上げに伴う住宅ローン減税の被災者向け措置の創設

1. 復興特区関係

(1)復興産業集積区域において講じられている被災地の雇用機会の確保等の ための特例措置の拡充

復興産業集積区域において講じられている被災地の雇用機会の確保等のための特例措置について、平成31年度・32年度引き下げられる特別償却率又は税額控除率を、津波被災地域(復興特区法等で定める雇用等被害地域(注)を含む市町村の区域内)に限り、平成30年度までと同じ特別償却率又は税額控除率に拡充する(平成32年度末まで)。

(注) 雇用等被害地域

復興特区法第2条第3項第2号イに規定する「東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」。認定復興推進計画において雇用等被害地域が定めており、沿岸部の35市町村に雇用等被害地域が定められている。

※ ③については、中小企業者等に限る。

(1) 機械等に係る特別償却等の特例措置の拡充

【国税】〔所得税、法人税〕【地方税】〔法人住民税〕

【特別償却】

<現行>

投資時期	∼H31.3.31	H31. 4. 1∼H33. 3. 31
機械 • 装置	50% (福島県:即時償却)	34% (福島県:即時償却)
建物 · 構築物	25%	17% (福島県 25%)

<改正>(下線は雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る)

	投資時期	∼H31.3.31	H31. 4. 1∼H33. 3. 31
\	機械 • 装置	50% (福島県:即時償却)	<mark>50%</mark> ・34% (福島県:即時償却)
/	建物・ 構築物	25%	<mark>25%</mark> ・17% (福島県 25%)

【税額控除】

<現行>

投資時期	∼H31. 3. 31	H31. 4. 1∼H33. 3. 31
機械 • 装置	15%	10% (福島県 15%)
建物 · 構築物	8%	6% (福島県8%)

<改正>(下線は雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る)

投資時期	∼H31.3.31	H31. 4. 1∼H33. 3. 31
機械 • 装置	15%	<u>15%</u> ・10% (福島県 15%)
建物 · 構築物	8%	<u>8%</u> ・6% (福島県8%)

② 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置の拡充

【国税】〔所得税、法人税〕【地方税】〔法人住民税〕

<現行>

<改正>(下線は雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る)

H31. 4. 1~H33. 3. 31 10%· 7%(福島県 10%)

指定日	∼H31. 3. 31	H31. 4. 1∼H33. 3. 31	\	指定日	∼H31.3.31
控除率※	10%	7%(福島県 10%)] \	控除率※	10%

※ 被災雇用者等に対する給与等支給額の一定割合を5年間税額控除(税額の20%を限度)

③ 開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置の拡充

【国税】〔所得税、法人税〕【地方税】〔法人住民税〕

<現行>

投資時期	∼H31. 3. 31	H31. 4. 1∼H33. 3. 31]	
特別 償却率	50% (福島県:即時償却)	34% (福島県:即時償却)	4	

<改正>(下線は雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る)

投資時期	∼H31.3.31	H31. 4. 1∼H33. 3. 31	
特別	50%	<u>50%</u> ・34%	
償却率	(福島県:即時償却)	(福島県:即時償却)	

2. 福島関係

(1)避難解除区域等における被災事業者の事業再開及び新規事業者の立地促進に対する特例措置の適用期間を避難指示解除後7年まで延長

避難解除区域等^(注)における被災事業者の事業再開及び新規事業者の立地促進に対して 講じられている福島特措法に基づく特例措置の<mark>適用期間を避難指示解除後7年まで延長</mark>。

(注) 避難解除区域等

避難解除区域(旧緊急時避難準備区域を除く)、認定特定復興再生拠点区域等。

- ① 被災事業者又は新規事業者が機械等を取得した場合の特別償却等の特例措置の延長 【国税】 〔所得税、法人税〕 【地方税】 〔法人住民税〕
 - ・特別償却(機械・装置:即時償却、建物・構築物:25%)
 - ・税額控除(機械・装置:15%、建物・構築物:8%)
- ② 被災事業者又は新規事業者が避難対象雇用者等を雇用した場合の特例措置の延長 【国税】〔所得税、法人税〕【地方税】〔法人住民税〕
 - ・給与等支給額の20%を5年間税額控除(税額の20%を限度)
- (2)公共施設の整備等のために帰還環境整備推進法人 (注) に土地等を譲渡した場合等の特例措置の創設
 - (注) 帰還環境整備推進法人

福島特措法に基づき、避難指示の対象となった12市町村においてまちづくりや帰還環境整備の面で行政の機能を補完する団体として当該12市町村が指定するまちづくり会社をいう。

① 公共施設(公園、広場、集会施設、休憩施設等)の整備のために、帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合の特例措置の創設

【国税】〔所得税、法人税、登録免許税〕

【地方税】〔個人住民税、法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税〕

- ・長期譲渡所得からの1,500万の特別控除、1,500万円の損金算入
- ・所有権、地上権等の登録免許税を本則の1/2 に軽減(平成33年度末まで)
- ・固定資産税、都市計画税の課税標準を 1/3 とする (平成 33 年度末まで取得分につき 5 年間)
- ・不動産取得税の課税標準を 4/5 とする (平成 33 年度末まで)
- ※ 土地の集約化のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合の特例措置 も創設。
- ※ 国税の特例措置については公益認定を受けた法人に限る。
- ② 公共施設の整備のために、帰還環境整備推進法人に土地の管理を委託した場合の特例措置の創設

【地方税】〔固定資産税、都市計画税〕

・固定資産税、都市計画税の課税標準を 1/3 とする (平成 33 年度末まで管理委託開始 分につき 5 年間)

3. 被災代替資産関係

(1) 被災代替資産等に係る特別償却の特例措置を平成32年度末まで延長

【国税】 [所得税、法人税]

①東日本大震災により滅失又は損壊した建物、構築物、機械・装置等に代わるものとして取得等をして事業の用に供した資産(注)②被災区域である土地及びその土地に付随して一体的に使用される土地の区域内で取得等をして事業の用に供した建物、構築物、機械・装置等における特別償却(建物・構築物 12%、機械・装置等 24%(中小企業者等の場合))の適用期限を平成 32 年度末まで延長。

(注) 利用見込みを踏まえて対象資産を一部限定。

(2) 被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置を平成32年度末まで延長

【地方税】 [固定資産税]

東日本大震災により滅失又は損壊した償却資産に代わる償却資産を取得又は改良した場合において、その後4年度分の固定資産税の課税標準を1/2とする特例措置の適用期限を平成32年度末まで延長。

(3) 被災自動車等の代替取得に係る車体課税の特例措置を平成 32 年度末ま で延長等

【国税】〔自動車重量税〕【地方税】〔自動車取得税、自動車税、軽自動車税〕

東日本大震災により滅失等した被災自動車等に代わる自動車等を取得した場合の自動車重量税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税の特例措置の適用期限を平成32年度末まで延長。

また、消費税率引上げ時に、自動車取得税の廃止に伴い導入される自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割について、平成32年度までに取得したものは非課税とする。

4. 東日本大震災事業者再生支援機構関係

(1) 「合理的な再生計画」に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非 課税措置の適用対象者の拡充及び平成33年度末まで延長

【国税】〔所得税〕【地方税】〔個人住民税〕

被災した法人について債務処理計画が策定された場合の経営者の私財提供に係る譲渡 所得の非課税措置の適用対象者を拡充(注)し、適用期限を平成33年度末まで延長。

(注) 適用対象者に、現行の「金融円滑化法の施行の日(平成21年12月4日)から平成28年3月31日までに金融機関から貸付条件の変更を受けていること」に加え、「平成28年4月1日以降に初めて支援決定を受けていること」を追加。

5. その他

(1) 防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地 形成施設に準ずる事業の用に供される土地等の譲渡所得に係る特別控除 の廃止

【国税】〔所得税、法人税〕【地方税】〔個人住民税、法人住民税、事業税〕

防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設に準ずる事業のために買い取られる旨の証明を受けた土地及び建物等を地方公共団体へ譲渡した場合における譲渡所得の特別控除(5,000万円)は、平成31年度以降、本特例の適用対象となる土地の取得が見込まれないことから廃止。

(※)消費税率の引上げに伴う住宅ローン減税の被災者向け措置の創設

【国税】〔所得税〕【地方税】〔個人住民税〕

消費税率の引上げに伴う住宅ローン減税の控除期間の延長(10年 \rightarrow 13年)等にあわせ、東日本大震災の被災者の住宅取得の負担軽減のために設けられている住宅ローン減税の控除率の特例(1.2%)等についても<mark>控除期間を延長(10年 \rightarrow 13年)等</mark>(平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供した場合に限る)。